

（仮称）放課後等のこどもの居場所に関する基本方針 （案）

～地域・社会全体で「こどもまんなか」な育ちの場を整え、豊かにしていくために～

令和8年●月

相 模 原 市

目 次

第1章 基本方針の策定に当たって	1
1 基本方針の策定の背景と趣旨	
2 基本方針の策定体制	
3 基本方針の位置付け	
4 基本方針の期間	
5 基本方針の対象事業	
第2章 市立児童館及び市立こどもセンター（児童館機能分）	3
1 現状	
2 課題	
3 基本方針及び基本方針を実現するための方策	
第3章 市立児童クラブ及び放課後子ども教室	7
1 現状	
2 課題	
3 基本方針及び基本方針を実現するための方策	
第4章 朝の居場所づくり事業	12
1 現状	
2 課題	
3 基本方針	
第5章 おわりに	13

第Ⅰ章 基本方針の策定に当たって

Ⅰ 基本方針の策定の背景と趣旨

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、地域コミュニティの中でこどもが育つことの困難さが年々増しています。こうした中、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、自己肯定感と自己有用感を高めながら成長していくことができるよう、こどもの居場所づくりを推進していくことが求められています。

一方で、令和5年度に実施した市民ニーズ調査では、「公共施設を居場所だと感じる子どもの割合」が56.3%にとどまっており、また、本市のこどもを取り巻く環境に目を転じると、不登校により年間30日以上欠席している令和6年度の児童生徒数は、小学校で799人、中学校で1,285人、全体で2,084人となり、5年前に比べ、約1.8倍に増加しています。

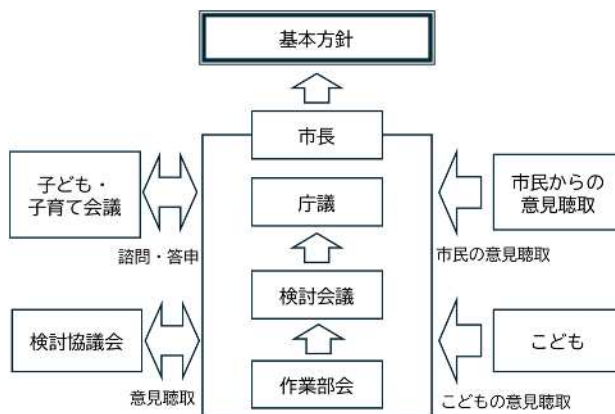
国においては、令和5年12月にこどもの視点に立った「こどもまんなか」な居場所づくりを実現することを基本理念とした「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、また、本市においても、令和7年3月に「さがみはら子ども・若者応援プラン」を策定し、子どもの未来への希望を育む取組を推進するための施策として、子どもの居場所の確保・充実を図るとしています。

放課後等のこどもの居場所を確保・充実するための取組に当たっては、多様なニーズに対応するため、こども、保護者、事業者及び関係機関等の意見を聴く様々な機会を設け、それらの意見を勘案した上で、市としての基本的な考え方や方向性を明確にし、社会変化への対応力を高めつつ、様々な事業を効果的に推進していくことが重要です。

このような状況から、様々な背景を持つすべてのこどもたちが、「安心できる自分の居場所」だと感じられる環境において、多様な交流や体験、活動を通して、自分らしさに自信を持ち、人とのつながりの中で喜びを感じながら成長していくことができるよう、（仮称）放課後等のこどもの居場所に関する基本方針を策定することとしました。

2 基本方針の策定体制

児童の健全育成に関わる個人及び団体の代表者等で構成する「(仮称)放課後等のこどもの居場所に関する基本方針検討協議会」等から様々な意見を聴取し、庁内の関係各課・機関で構成する「(仮称)放課後等のこどもの居場所に関する基本方針検討会議」等において基本方針の内容を検討しました。その上で「相模原市子ども・子育て会議」への諮問及びその答申を受けるとともに、広く市民等から意見を求め、策定しました。



3 基本方針の位置付け

基本方針は、「相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画である「さがみはら子ども・若者応援プラン」の関連として位置づけ、今後のこどもの居場所づくりに関する事業を推進していくに当たって、特に心身の発達の過程にある学齢期の「こども」を中心に、本市の子育て施策の推進に係る重要な資源である児童館、こどもセンター、児童クラブ、放課後子ども教室などについて検討を行い、今後の取組の方向性を定めるものです。基本方針に基づく取組については、令和8年度以降順次、必要な調整を行なった上で具体化していきます。

4 基本方針の期間

期間は、基本方針策定から、さがみはら子ども・若者応援プランに合わせて令和11年度までとし、期間終了後においては、次期プランの中に方策などを盛り込むことを想定しています。

5 基本方針の対象事業

基本方針は、児童館、こどもセンター、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、放課後子ども教室及び朝の居場所づくり事業を対象とします。



第2章 市立児童館及び市立こどもセンター(児童館機能分)

1 現状

- ・ 児童館23館、こどもセンター24館を設置しています。
- ・ 令和7年度における児童館全館の1日当たりの一般来館者数の平均値は22人、中央値は21人で、0～18歳の利用者のうち、未就学児の割合は10.0%、小学生は79.3%、中学生は9.8%、高校生は0.9%となっています。
- ・ 令和7年度におけるこどもセンター全館の1日当たりの一般来館者数の平均値は29人、中央値も29人で、0～18歳の利用者のうち、未就学児の割合は41.6%、小学生は54.5%、中学生は3.6%、高校生は0.3%となっています。
- ・ 児童館の開館時間は午後1時から午後5時まで(土・日曜日、祝日、夏休み等は午前9時から)、こどもセンターの開館時間は午前9時から午後5時までとなっています。
- ・ こどもセンターの平日の午前中は、乳幼児の発達支援、保護者の孤立防止などを目的とした子育て広場を開催しています。
- ・ 宮上児童館としんふち児童館では、平日午前中に乳幼児親子向けの事業を実施しています。
- ・ 光が丘地区学校跡施設内に建設予定の新築児童館は、乳幼児とその保護者や中高生世代の利用を考慮し、開館時間を午前9時から午後8時までとすることを検討しています。
- ・ 児童館の平日午前中や午後5時以降は、地域の団体が専用利用することができます。
- ・ 市有地以外に建設された児童館もあり、地域の自治会活動の場としても利用されています。
- ・ 児童館とこどもセンターの運営は、地域や学校、保護者で構成される運営委員会が主体となって行っています。
- ・ 23館の児童館のうち7館は築50年以上となっているとともに、相模原市一般公共建築物長寿命化計画における重要度の区分では、「積極的な維持保全は行わず、更新時期にかかわらず機能集約又は施設の廃止を検討」となる区分Cに規定されています。

2 課題

- (1) 児童館とこどもセンターの運営において、こどもの意見表明や参加の機会を確保する必要があります。
- (2) 児童館とこどもセンターにおいて、より多く、より幅広い年齢層が利用できる運営方法の検討や事業の拡充が求められています。
- (3) こどもたちにとって「安心できる自分の居場所」となるかどうかは、そこで働く

職員との関係性によっても大きく左右されることから、こどもたちの想いや期待に寄り添い、それに応えられる職員を育てていくことが求められています。

- (4) 本市における児童館の役割を再度見直し、その結果に応じて、適正配置や老朽化への対応方針について検討する必要があります。

3 基本方針及び基本方針を実現するための方策

基本方針Ⅰ

こどもの意見を聴き児童館やこどもセンターの運営に反映します。

- ・ こどもが自分の居場所と感じられる場とするため、こどもの声を丁寧に聴き、こどもと共に児童館やこどもセンターを運営していきます。
- ・ こども自身が運営に関わることで、主体性や自己肯定感を育みます。

(基本方針を実現するための方策)

- ・ それぞれの児童館やこどもセンターの状況にあわせて、既存の運営委員会へのこどもの参画やこども委員会の新設、保護者の協力や学校との連携のもとでのアンケートやヒアリング等の実施など、それぞれの施設にあった形で、利用のルールやイベント等について広くこどもの意見を聴く仕組みをつくります。
- ・ こどもたちとの日々の関わりや遊びの中で、こどもの声なき声を感じ取れることを意識できるようになるための職員研修を実施します。

コラム

こどもの意見反映に向けた取組

基本方針の策定に先立つモデル事業として、市立しんふち児童館において、こどもの意見反映に向けた取組を行いました。

【取組内容】

児童館を利用しているこどもたちを構成員としたこども委員会を開催し、委員会で企画したイベントを児童館で実施しました。

【取組の様子】

委員会は児童館利用者の多い水曜日に1回1時間程度の開催とし、気軽に参加できるよう、当日来館した児童は誰でも参加でき、途中参加、途中退席も自由にしました。

1回目の委員会では、約15名の児童が参加し、実施するイベントの内容について、2回目の委員会では、約10名の児童がイベント当日の進行や役割分担、準備するものなどについて話し合いました。委員会の運営は、高学年の児童が積極的に進め、楽し気な雰囲気の中で参加者全員が自分の意見を発言していました。

話し合いの結果、「イス取りゲーム」「ばくだんゲーム」「なんでもバスケット」を行うことになり、イベント当日は、約30名の児童が参加し、進行係や音楽係、審判係といった役割を積極的に担うなど、こどもたちが運営したイベントを学年に関係なく、みんなが楽しんでいました。

また、イベント参加者に配布する景品は自分たちが折り紙で折った作品にすると委員会で決めましたが、その景品も大好評でした。

参加した児童からは、またやりたいといった声が聞かれました。

今回の取組で得られた結果は、こどもの意見を反映した貴重な事例として、今後、基本方針1を実現していく中で活用していきます。

基本方針2

社会情勢の変化にあわせた児童館やこどもセンターの運営を推進します。

- ・ 令和7年4月に改正された「児童館ガイドライン」を踏まえ、乳幼児から中高校生世代までの幅広い年齢層のこどもの成長過程に応じた居場所とするための運営方法を検討します。
- ・ こどもにとって、児童館やこどもセンターが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所となることを目指します。

(基本方針を実現するための方策)

- ・ 食事を通じた交流により、こどもたちや保護者さらには異世代のつながりが深まり、加えて、乳幼児の保護者やこどもたちの孤独・孤立を解消する観点から、施設内での飲食の在り方について検討します。
- ・ 乳幼児とその保護者の居場所となるよう、児童館の平日午前中の開館及び乳幼児親子向けの事業の実施について、先行事例を参考に検討します。また、今後、他の施設と複合化等を図る場合は、その複合施設ごとに適切な開館時間を検討します。
- ・ 中高生世代にとっても身近な居場所となるよう、こどもセンターの開館時間の延長について検討するとともに、必要な設備・備品を整備します。
- ・ 創作活動室等を活用し、こどもセンターで中高生世代向けの事業を実施します。
- ・ 児童館を不登校児童生徒の居場所づくり事業を行う団体の活動場所とするため、Wi-Fi 環境など、必要な環境を整備します。
- ・ 幅広い年齢層や様々な状況にあるこどものニーズに対応するため、職員の研修計画を見直し、職務や経験に応じた専門的な知識・技術を取得するための研修を充実させます。また、児童館やこどもセンターの職員同士が、それぞれの施設での対応事例を持ちより情報交換することで、双方の資質の向上につなげていくなど、今後、相互交流の活性化を図ります（児童クラブ及び放課後子ども教室職員に対しても同様に実施します）。

基本方針3

児童館ごとに必要性を再度見直し、必要な対応を検討します。

- ・ こどもの居場所の必要性の高まりや社会情勢の変化を踏まえ、児童館ごとに必要性を再度見直し、必要と判断した児童館については計画的な維持管理や老朽化への対応を検討します。

(基本方針を実現するための方策)

- ・ こどもの居場所の必要性の高まりや社会情勢の変化、市一般公共建築物長寿命化計画等の考え方を踏まえ、周辺の公共施設との複合化や集約化なども視野に入れながら、児童館ごとに今後の整備の方向性を定めます。

第3章 市立児童クラブ及び放課後子ども教室

1 現状

【市立児童クラブ】

- ・ すべての小学校区で実施（一部近隣小学校区の市立児童クラブに移送）し、実施場所はこどもセンター24 か所、独立施設 28 か所、余裕教室 15 か所となっています。
- ・ 利用者数は 6,198 人、待機児童は 11 人となっています（令和 8 年 5 月 1 日時点）。
- ・ 現在は原則小学校 3 年生までとなっている受入れ年齢を、令和 10 年度までに、小学校 6 年生まで拡充することを目指しています。
- ・ 開設時間は、平日は、授業終了後から午後 6 時（延長時は午後 7 時）までとなっています（土曜日、学校休業期間は午前 8 時から）。
- ・ すべての施設を公設公営で運営しており、約 1,300 人の会計年度任用職員が支援員等として勤務しています。
- ・ 実施場所として、こどもセンター内の児童クラブ室のほか、教育委員会、学校と協力しながら、学校内に児童クラブ室を確保しています。

【放課後子ども教室（以下「さがみっ子クラブ」といいます。）】

- ・ 現在は市内 4 校でモデル実施しています。
- ・ 1 日当たりの利用者平均は 1 校当たり約 40 人となっています。
- ・ 平日の授業終了後から午後 5 時まで、学校内の余裕教室で実施しています。

2 課題

（1）利用者（こども、保護者）ニーズについて

- ・ 市立児童クラブにおいて、利用者が年々増加している中、人員を含めた受け入れ体制の確保を進める必要があります。
- ・ 令和 8 年 5 月 1 日時点で、11 人の待機児童が発生しています。
- ・ 利用者ニーズが多様化する中、限られた人員でのきめ細かな対応が難しくなっています。
- ・ 市立児童クラブの受入れ年齢や長期休業中の昼食提供の状況が各施設で異なります。また、さがみっ子クラブの実施が 4 つの小学校区にとどまっているなど、サービスに差が生じています。
- ・ 民間児童クラブとの連携強化が求められています。

（2）支援員体制について

- ・ 離職に対する欠員補充だけでなく、新規クラブ室の開設など、慢性的な人員不足が生じています。

- ・ 支援員等の本来業務であるこどもの育成支援が、事務作業等に圧迫されています。
- ・ 支援員等は異動がほとんどないため、継続してこどもと関わる事が可能な反面、新しい視点や現状の問題点に気付きにくい環境になっています。
- ・ 支援員等として資質の向上が求められていますが、現場職員からは、研修への参加時間の確保が難しいといった意見があります。
- ・ 施設ごとで設備、労働環境に差が生じています。

(3) 地域・保護者、学校との連携について

- ・ 連携体制（こどもを地域で見守る土壌や気質）に、地域格差があります。
- ・ 地域や学校での活動、市立児童クラブの運営に関わることができる保護者が減っています。
- ・ さがみっ子クラブの運営において、地域と連携する際に中心となる人材の高齢化が進んでいます。

(4) 持続可能な事業運営に向けて

- ・ こどもセンターの長寿命化改修や学校の大規模改修、学校再編によるクラブ室の調整なども考慮しながら、場所や人員の確保、拡充を進める必要があります。
- ・ 市立児童クラブの利用者負担割合は国の基準（1/2）を目指していますが、物価高騰など、運営費上昇に伴い、定期的な見直しが必要になっています。
- ・ 施設や人事給与などを直営で管理運営しており、今後も業務量の増加が見込まれるため、業務委託など抜本的な運営の見直しが必要となっています。

3 基本方針及び基本方針を実現するための方策

基本方針Ⅰ

民間活力の活用による「市立児童クラブとさがみっ子クラブを一体化」した新事業形態の運営を目指します。

（基本方針を実現するための方策）

○方策Ⅰ

- ・ 長期休業中のみの利用やスポット的利用などの多様なニーズに対応し、希望するすべての児童に加え、こどもが主体であることを基本としながら、保護者や運営面においても「安全・安心な放課後等の居場所」と「多様な体験・活動の機会」を確保していくため、すべての小学校でさがみっ子クラブを実施し、新たな形態の事業として、市立児童クラブと一体的な運営の検討を進めます。
- ・ 放課後の居場所の多様な選択肢を確保するため、こどもの意見も聴きながら、学校以外の居場所である児童館やこどもセンター、民間児童クラブなどについても充実に努めます。

○方策２

- ・ 市立児童クラブで提供するサービスの平準化を図るとともに、複数小学校区の市立児童クラブを一括して運営することによるスケールメリットを生かすため、すべての市立児童クラブ・さがみっ子クラブの運営については、民間事業者への業務委託に向けた検討を加速させます。

※民間事業者への業務委託について検討を進める間も、現状の市立児童クラブの事業改善を図るため、専門職の採用による相談体制の強化、入退室管理システムの導入、長期休業期間中の昼食提供などについて、引き続き取り組んでいきます。

○方策３

- ・ より良い労働環境及び職員支援体制を確保することによる担い手の確保、質の向上を図るとともに、学生ボランティアなど、地域人材の積極的な起用を目指します。
- ・ 民間も含んだ市全体の児童クラブの質を維持するため、市立児童クラブ等を民間事業者へ業務委託した場合も、委託事業者や民間児童クラブと市の方針を共有するための情報交換や研修会等を実施します。

○方策４

- ・ 各地域の関係者（学校や活動団体など）との連携による地域の実情や特性を生かした現在の運営委員会による運営は、本市の市立児童クラブ・さがみっ子クラブの強みであることから、民間事業者へ業務委託をした場合も、地域の関係者との連携を維持していくため、（仮称）児童クラブ運営協議会を各小学校区に設置します。
- ・ 民間児童クラブも含め、地域主導の地域学校協働本部との連携、教育委員会や学校が地域と連携して実施しているコミュニティースクールなどと連携することで、地域との繋がりの強化、共通の地域人材の発掘、確保を図ります。

基本方針２

教育委員会・学校と連携した学校敷地内での放課後の居場所確保を目指します。

（基本方針を実現するための方策）

- ・ 利用希望者の増加傾向が当面続くことが想定されるため、引き続き、教育委員会及び学校と連携し、余裕教室などの更なる活用のほか、普通教室の時間帯利用について、課題を一つ一つ解決しながら積極的に検討し、主に学校敷地内での施設整備を進めます。

コラム

学校・児童クラブ・保護者の連携で支えるこどもの健やかな成長

こどもたちの日々の健やかな成長を促すためには、学校・児童クラブ・保護者の三者が連携し、こども一人ひとりの強みや個性を適切に共有することが欠かせません。

例えば、児童クラブで得意なことを活かして活躍する姿を、学校と児童クラブ、保護者が理解することで、その強みを伸ばす温かい支援を、それぞれから行うことが可能になります。

また児童クラブの送迎時に、保護者から教えてもらった家庭での様子を三者で共有する取り組みは、家庭・学校・児童クラブが一体となった成長の支援の輪を広げます。

確かな信頼関係と適切な情報共有のもとで、関係者が一貫して向き合うことによって、こどもが安心して過ごせる健やかな育成環境を整えることができます。

基本方針3

市立児童クラブの育成料については、国の示す基準割合（1/2）を念頭に置いた利用者負担を目指し、3年ごとに見直しを検討します。

（基本方針を実現するための方策）

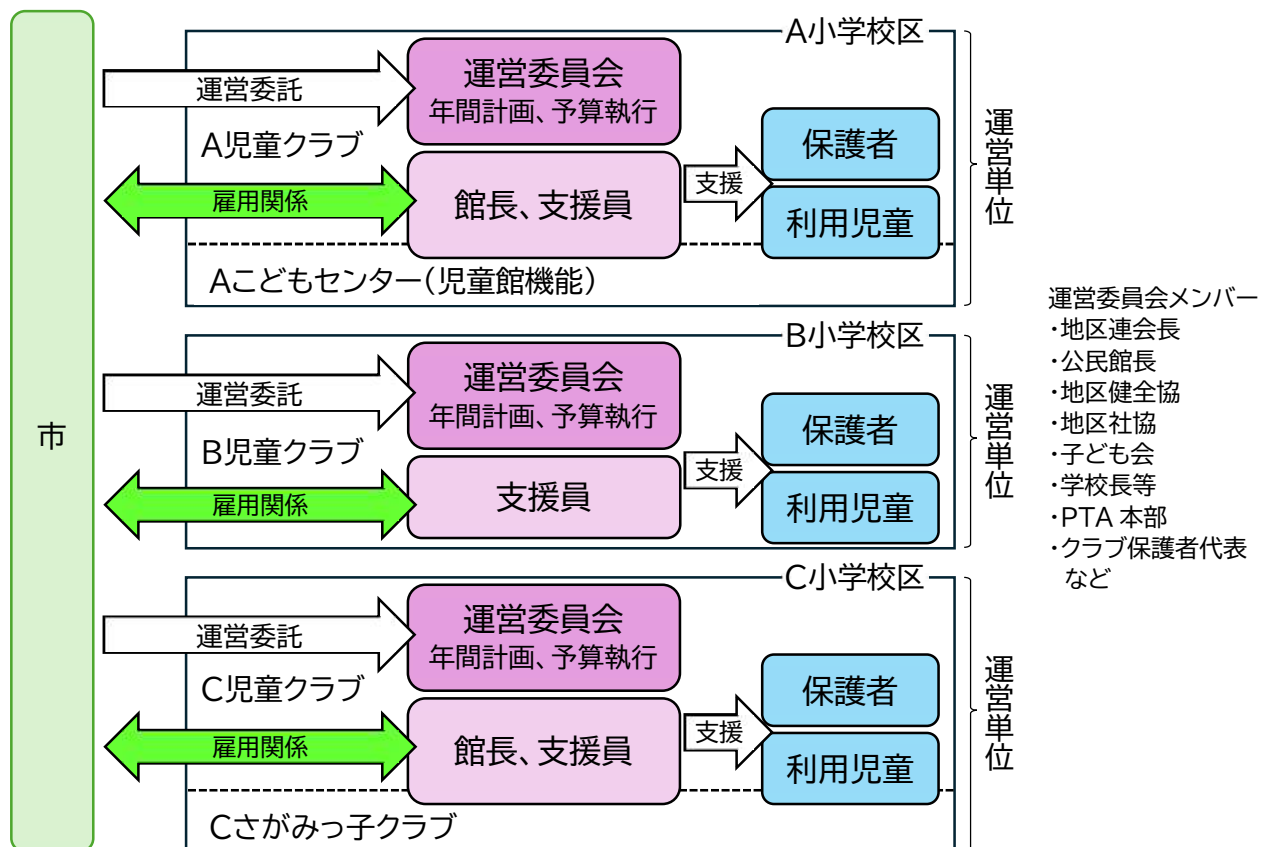
- ・ 費用負担に係る国の考え方は、市立児童クラブ運営費の1/2相当を公費負担（国、県、市それぞれ1/6）、残りの1/2相当を利用者負担としていることから、本市においても、持続可能で安定した運営を担保するため、国の考え方を念頭に置きつつ、社会経済情勢等を勘案しながら、「受益者負担の在り方の基本方針」に準じて、3年ごとに育成料の見直しの検討を実施します。

※国の基準に示される負担割合

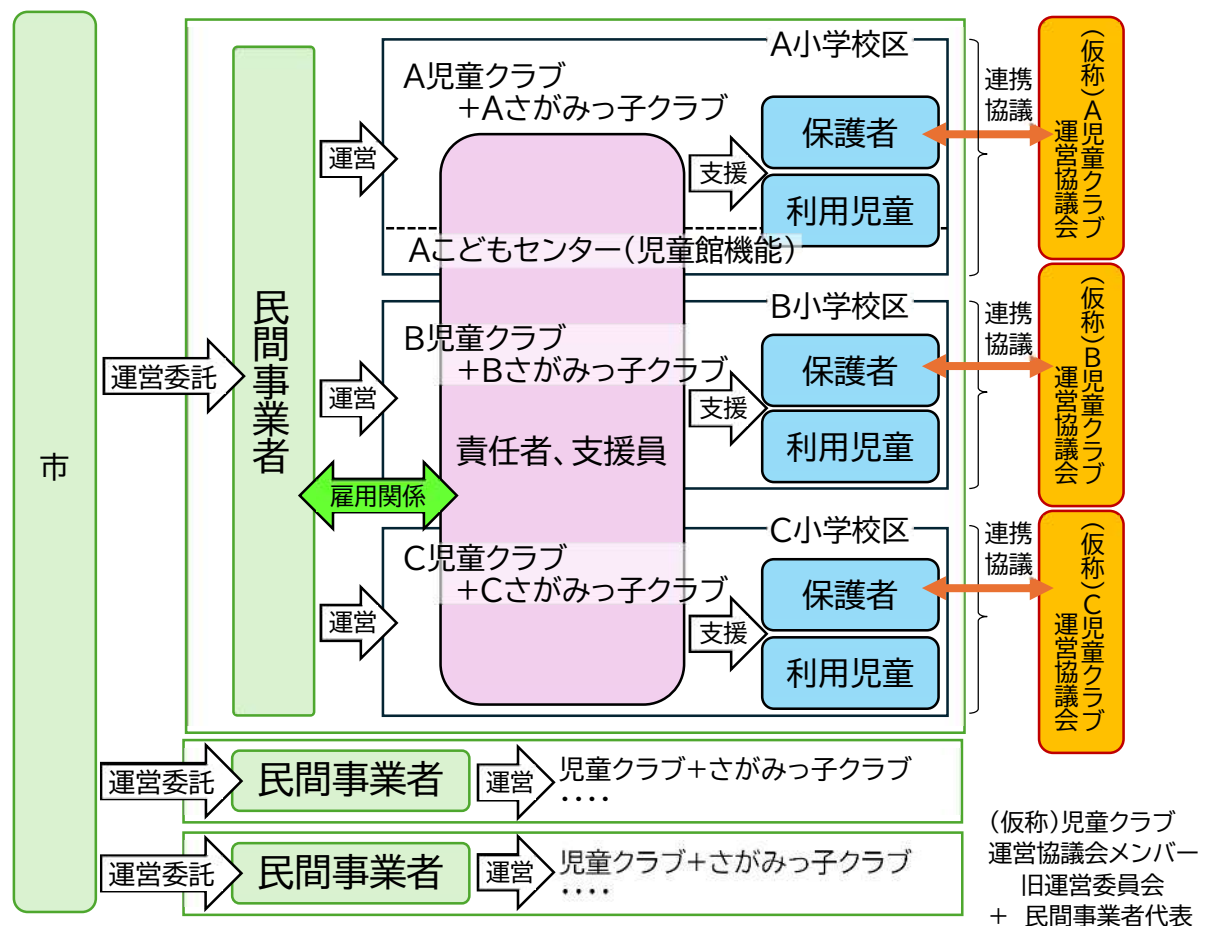
利用者 1 / 2	国 1 / 6
	県 1 / 6
	市 1 / 6

(参考)公設民営による運営のイメージ

【現行の市立児童クラブ運営体制】



【移行後】直営から順次、公設民営化(市立児童クラブ+さがみっ子一体化)



第4章 朝の居場所づくり事業

1 現状

いわゆる「小1の壁」をはじめとした、仕事と育児の両立に係る社会問題が顕在化
する中で、特に共働き世帯を中心に、こどもの登校時間より前に保護者が出勤しな
ければならない家庭があります。

2 課題

- (1) 児童が安全に過ごすことができる朝の居場所の確保についての検証が求められて
います。
- ・ 国の調査研究では、学校がある日の朝、「こどもが一人で過ごす時間があり、不
安がある」との回答の割合が28.3%と一定数を占めています。
 - ・ 市が市立児童クラブを利用する保護者に対して実施したアンケートでは、「保護
者がこどもより先または一緒に家を出る」との回答の割合が45.5%、そのうち朝
の預かりサービスの利用を希望する割合が51.8%でした。
- (2) 朝の居場所づくりに当たっての課題を解決する必要があります。
- ・ 居場所の確保に当たっては、実施場所の設定、見守りを行う人材の確保、安全確
保などが課題となることが見込まれます。
- (3) 事業の必要性、課題の解決方法などを踏まえた上で、今後の事業の展開について
検討する必要があります。

3 基本方針

基本方針1

朝の居場所の必要性や実施時の課題の解消に向けた手法の検証を行うため、学校の
長期休業中も含め、こどもたちが安全に過ごせるモデル事業を展開します。

- 令和8年度は市内3校で実施。利用時間は午前7時から登校開始時刻まで。
緑区：旭小学校 中央区：星が丘小学校 南区：大野台中央小学校

基本方針2

モデル事業を実施する中で、利用者へのアンケートや関係者へのヒアリングによる
需要調査等を行いながら、事業拡大や本格実施の必要性について検討します。

第5章 おわりに

未来を担うこどもたちの健全な育成に向け、社会全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組むことが求められている中で、早期に本市としての方針をまとめ、その実現に向けて最善の努力を尽くすことが必要であるとの考えのもと、本基本方針を策定しました。

今後は、様々な状況にあるこどもたちにとっての多様な選択肢を確保するため、学校敷地内における児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営を推進するとともに、学校以外の居場所である児童館やこどもセンターについても充実を図り、地域・社会全体でこどもの育ちの場を豊かに育てていくことを目指していきます。

一方で、本基本方針では、対象事業を市が主体となって取り組んできた事業に限定しました。しかし、こどもの居場所とは、物理的な「場」にとどまらず、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。また、子ども食堂や無料学習塾など、本市では民間団体が主な担い手となっている居場所も重要な役割を果たしています。

多様なニーズに応えるため、そうした様々な居場所の在り方や、地域活動及び民間団体との連携・協働の推進等については、今後の課題として別途議論していきます。

本基本方針の実現に向けては、市民一人ひとりがこどもの居場所の重要性を理解し、地域全体で温かく見守る機運を醸成することが不可欠です。そのため、市民への積極的な情報発信と周知・啓発に努めるとともに、こどもの居場所づくりの拠点となる児童館やこどもセンター、学校、関係機関等やそれらに関わるすべての人々との連携・情報共有を強化するなど、本基本方針の趣旨の浸透を図りながら、こどもが安心して自分らしく過ごせる「こどもまんなか」な居場所づくりを推進していきます。